

〔調査結果の概要〕

1 年間所定労働時間（表 1、表 2）【集計表第 1-1～1-4 表】

年間所定労働時間（原則として、平成 24 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの 1 年間）の 1 社当たり平均をみると、調査産業計では「本社事務」で 1,877 時間 9 分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で 1,886 時間 34 分、「主たる事業所の 2 交替勤務（以下「2 交替勤務」という）」で 1,891 時間 29 分、「主たる事業所の 3 交替勤務（以下「3 交替勤務」という。）」で 1,860 時間 8 分となっている。

製造業では、「本社事務」で 1,883 時間 34 分、「交替なき勤務」で 1,890 時間 34 分、「2 交替勤務」で 1,880 時間 33 分、「3 交替勤務」で 1,857 時間 33 分となっている。

表 1 年間所定労働時間

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分	社	時間：分
調査産業計	213	1,877:09	174	1,886:34	82	1,891:29	79	1,860:08
製造業	135	1,883:34	114	1,890:34	63	1,880:33	64	1,857:33
平成 22 年								
調査産業計	221	1,868:08	175	1,881:51	78	1,888:13	61	1,873:58
製造業	140	1,874:42	112	1,886:17	60	1,876:01	50	1,872:58

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、「2 交替勤務」、「3 交替勤務」とも「1,850 時間以上 1,900 時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ 87 社（集計企業 213 社の 40.8%）、71 社（同 174 社の 40.8%）、31 社（同 82 社の 37.8%）、36 社（同 79 社の 45.6%）、製造業で、それぞれ 61 社（同 135 社の 45.2%）、48 社（同 114 社の 42.1%）、24 社（同 61 社の 38.1%）、27 社（同 64 社の 42.2%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	1,650	1,650	1,700	1,750	1,800	1,850	1,900	1,950	2,000
		時間未満	時間以上 1,700 時間未満	時間以上 1,750 時間未満	時間以上 1,800 時間未満	時間以上 1,850 時間未満	時間以上 1,900 時間未満	時間以上 1,950 時間未満	時間以上 2,000 時間未満	時間以上
本社事務										
調査産業計	213	1	1	6	7	40	87	42	25	4
製造業	135	1	0	1	0	22	61	34	15	1
平成22年										
調査産業計	221	2	2	8	9	46	88	46	17	3
製造業	140	1	2	2	1	25	65	32	11	1
交替なき勤務										
調査産業計	174	-	2	2	4	30	71	39	21	5
製造業	114	-	1	-	1	16	48	33	14	1
平成22年										
調査産業計	175	1	1	2	6	33	67	40	21	4
製造業	112	-	1	1	1	18	45	31	14	1
2交替勤務										
調査産業計	82	-	-	-	3	19	31	17	6	6
製造業	63	-	-	-	3	15	24	15	5	1
平成22年										
調査産業計	78	-	1	-	4	16	27	17	6	7
製造業	60	-	1	-	4	12	20	16	5	2
3交替勤務										
調査産業計	79	1	-	1	5	23	36	9	4	-
製造業	64	1	-	1	5	20	27	7	3	-
平成22年										
調査産業計	61	1	-	-	2	17	29	5	5	2
製造業	50	1	-	-	2	14	23	5	4	1

2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間の1社当たり平均をみると、調査産業計では「本社事務」で7時間42分、「交替なき勤務」で7時間43分、「2交替勤務」で8時間4分、「3交替勤務」で7時間21分となっており、製造業では「本社事務」で7時間46分、「交替なき勤務」で7時間46分、「2交替勤務」で8時間、「3交替勤務」で7時間22分となっている。

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」及び「交替なき勤務」で「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ104社（集計企業215社の48.4%）、88社（同173社の50.9%）、「2交替勤務」では「7時間30分超～8時間未満」及び「8時間」が同数の21社（同82社の25.6%）、「3交替勤務」は「7時間超～7時間30分未満」の42社（同79社の53.2%）が最も多くなっており、製造業では「本社事務」、「交替なき勤務」及び「2交替勤務」で「7時間30分超～8時間未満」が最も多く、それぞれ80社（集計企業137社の58.4%）、64社（同114社の56.1%）、19社（同64社の29.7%）、「3交替勤務」は調査産業計と同じく「7時間超～7時間30分未満」の33社（同65社の50.8%）が最も多くなっている。

表3 1日の所定労働時間

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
	(社)	(時間:分)	(社)	(時間:分)	(社)	(時間:分)	(社)	(時間:分)
調査産業計	215	7:42	173	7:43	82	8:04	79	7:21
製造業	137	7:46	114	7:46	64	8:00	65	7:22
平成22年								
調査産業計	221	7:42	174	7:42	77	8:18	73	7:21
製造業	141	7:45	112	7:45	60	8:17	61	7:23

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	7:00未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00超
本社事務								
調査産業計	215	-	11	13	31	104	55	1
製造業	137	-	2	-	18	80	36	1
平成22年								
調査産業計	221	1	12	14	33	105	56	-
製造業	141	-	2	-	23	84	32	-
交替なき勤務								
調査産業計	173	-	7	11	22	88	45	-
製造業	114	-	1	2	16	64	31	-
平成22年								
調査産業計	174	1	8	12	26	81	46	-
製造業	112	-	2	3	19	58	30	-
2交替勤務								
調査産業計	82	-	6	12	7	21	21	15
製造業	64	-	3	10	7	19	16	9
平成22年								
調査産業計	77	-	5	10	5	20	18	19
製造業	60	-	2	8	5	18	13	14
3交替勤務								
調査産業計	79	1	15	42	5	9	6	1
製造業	65	1	12	33	5	7	6	1
平成22年								
調査産業計	73	1	19	33	2	11	5	2
製造業	61	1	16	25	2	10	5	2

3 年間休日日数 (表5、表6) 【集計表第4-1~4-4表】

年間休日日数の1社当たり平均をみると、調査産業計では「本社事務」で122.0日、「交替なき勤務」で120.7日、「2交替勤務」で123.3日、「3交替勤務」で111.5日となっており、製造業では、「本社事務」で122.7日、「交替なき勤務」で、121.5日、「2交替勤務」で123.9日、「3交替勤務」で112.5日などとなっている。

表5 年間休日日数

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計 社数	平均年間 休日日数	集計 社数	平均年間 休日日数	集計 社数	平均年間 休日日数	集計 社数	平均年間 休日日数
	(社)	(日)	(社)	(日)	(社)	(日)	(社)	(日)
調査産業計	215	122.0	166	120.7	74	123.3	76	111.5
製造業	136	122.7	110	121.5	57	123.9	63	112.5
平成22年								
調査産業計	221	122.2	170	120.4	72	124.6	73	111.3
製造業	140	122.9	108	120.9	54	127.3	61	112.5

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業ともに、「本社事務」、「交替なき勤務」及び「2 交替勤務」は「120 日以上 125 日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ 119 社(集計企業 215 社の 55.3%)、82 社(同 166 社の 49.4%) 28 社(同 74 社の 37.8%)、製造業でそれぞれ 83 社(同 136 社の 61.0%)、55 社(同 110 社の 50.0%) 25 社(同 57 社の 43.9%)などとなっている。「3 交替勤務」も調査産業計、製造業ともに「105 日以上 110 日未満」が最も多くなっており、それぞれ 18 社(同 76 社の 23.7%)、17 社(同 63 社の 27.0%)となっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計社数	100日未満	100日以上 105日未満	105日以上 110日未満	110日以上 115日未満	115日以上 120日未満	120日以上 125日未満	125日以上 130日未満	130日以上
本社事務									
調査産業計	215	-	2	4	5	31	119	47	7
製造業	136	-	-	-	2	13	83	35	3
平成22年									
調査産業計	221	1	4	6	5	11	135	53	6
製造業	140	1	-	1	2	9	88	35	4
交替なき勤務									
調査産業計	166	-	3	10	7	27	82	31	6
製造業	110	-	-	5	3	18	55	26	3
平成22年									
調査産業計	170	1	7	9	7	18	95	31	2
製造業	108	1	3	3	2	17	63	17	2
2交替勤務									
調査産業計	74	3	5	8	3	8	28	8	11
製造業	67	2	1	6	2	16	25	8	7
平成22年									
調査産業計	72	5	7	9	1	8	24	5	13
製造業	54	3	1	6	1	6	22	5	10
3交替勤務									
調査産業計	76	5	14	18	13	5	15	5	1
製造業	63	2	12	17	7	5	14	5	1
平成22年									
調査産業計	73	7	14	17	12	3	13	5	2
製造業	61	5	11	14	8	3	13	5	2

4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

(1) 各制度の採用状況(表7)【集計表第6表】

- ① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で115社(集計企業196社の58.7%) 製造業で70社(同131社の53.4%)となっている。
- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で68社(集計企業196社の34.7%) 製造業で48社(同131社の36.6%)となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で151社(集計企業196社の77.0%) 製造業で114社(同131社の87.0%)となっている。
- ④ 事業場外労働のみなし労働時間制を実施している企業は調査産業計で55社(集計企業196社の28.1%) 製造業で46社(同131社の35.1%)となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で46社(集計企業196社の23.1%) 製造業で43社(同131社の32.8%)となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で34社(集計企業196社の17.3%) 製造業で26社(同131社の19.8%)となっている。

表7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

(社)

産業区分・年	集計社数	1か月単位の 変形労働時間制	1年単位の 変形労働時間制	フレックスタ イム制	事業場 外労働 のみ し労働 時間制	裁量労働のみなし 労働時間制	
						専門 業務型	企画 業務型
調査産業計	196	115	68	151	55	46	34
製造業	131	70	48	114	46	43	26
平成22年							
調査産業計	223	108	63	160	69	53	36
製造業	142	69	45	120	56	48	26

5 所定外労働に係る割増賃金率（表8）

実働8時間を超える所定外労働に係る取扱い

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率は次のとおりとなっている。

① 1か月45時間以下の場合（表8①）【集計表第7-1表】

調査産業計、製造業とも「30%」の企業が最も多く、それぞれ102社（集計企業203社の50.2%）、83社（同128社の64.8%）と、次いで「25%」がそれぞれ62社（同203社の30.5%）、23社（同128社の18.0%）となっている。また、平均割増率は調査産業計で28.3%、製造業で29.1%となっている。

② 1か月45時間を超え60時間以内の場合（表8②）【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業とも「30%」の企業が最も多く、それぞれ94社（集計企業198社の47.5%）、76社（同123社の61.8%）と、次いで「25%」がそれぞれ52社（同198社の26.3%）、17社（同123社の13.8%）となっている。また、平均割増率は調査産業計で29.0%、製造業で31.0%となっている。

③ 1か月60時間超の場合（表8③）【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業ともに「50%」の企業が最も多くそれぞれ206社（集計企業212社の97.2%）、130社（同134社の97.0%）となっている。また、平均割増率は50.1%となっている。

表8 所定外労働の割増賃金率

(社)

①45時間以下

産業区分・年	25%	25.1~29.9%	30%	平均割増率 (%)
調査産業計	62	29	102	28.3
製造業	23	14	83	29.1
平成22年				
調査産業計	64	29	107	28.3
製造業	21	16	88	29.1

②45 時間を超え 60 時間以内

産業区分・年	25%	25.1～29.9%	30%	平均割増率 (%)
調査産業計	52	24	94	29.5
製造業	17	9	76	30.7
平成 22 年				
調査産業計	60	26	104	29.7
製造業	19	13	86	30.5

③60 時間超

産業区分・年	50%	50.1～59.9%	60%以上	平均割増率 (%)
調査産業計	206	5	1	50.1
製造業	130	3	1	50.2
平成 22 年				
調査産業計	218	3	2	50.5
製造業	138	3	1	50.2

6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容（主たる事業所）

(1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている延長することができる時間数（限度）は、次のとおりである。

① 1日の限度（表9①）【集計表第8-1表】

調査産業計、製造業とも「7時間超」の企業が最も多く、それぞれ79社（集計企業167社の47.3%）、53社（同107社の49.5%）、次いで「4時間」の企業が同様にそれぞれ25社（同167社の15.0%）、16社（同107社の15.0%）、「5時間」の企業も同様に20社（同167社の12.0%）、14社（同107社の13.1%）などとなっている。なお、平均はそれぞれ8時間3分、8時間4分である。

② 1か月間の限度（表9②）【集計表第8-2表】

調査産業計、製造業とも「45時間」の企業が最も多く、それぞれ126社（集計企業192社の65.6%）、77社（同124社の62.1%）、次いで「40時間以上45時間未満」の企業が同様に25社（同192社の13.0%）、22社（同124社の17.7%）、「30時間以上40時間未満」の企業も同様に20社（同192社の10.4%）、18社（同124社の14.5%）などとなっている。なお、平均はそれぞれ45時間36分、42時間4分である。

③ 3か月間の限度（表9③）【集計表第8-3表】

調査産業計、製造業とも「120時間」の企業が最も多く、それぞれ19社（集計企業22社の86.4%）、13社（同16社の81.3%）となっている。なお、平均はそれぞれ123時間22分、124時間38分である。

④ 1年間の限度（表9④）【集計表第8-4表】

調査産業計、製造業とも「360時間」の企業が最も多く、それぞれ168社（集計企業204社の82.4%）、113社（同130社の86.9%）、次いで調査産業計では「500時間以上」の17社（同204社の8.3%）、製造業では「300時間以上360時間未満」の6社（同130社の4.6%）、続いて調査産業計では「300時間以上360時間未満」の9社（同204社の4.4%）、製造業では「500時間以上」の5社（同130社の3.8%）などとなっている。なお、平均は調査産業計で386時間14分、製造業で381時間36分である。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度—

産業区分・年	集計社数	2時間	3時間	3時間	3時間	4時間	4時間	5時間	5時間	6時間	6時間	7時間	7時間	平均時間 (時間：分)
		以上 3時間 未満	3時間	3時間 超 4時間 未満	4時間	4時間 超 5時間 未満	5時間	5時間 超 6時間 未満	6時間	6時間 超 7時間 未満	7時間	7時間 超		
調査産業計	167	2	3	4	25	4	20	1	15	3	11	79	8:03	
製造業	107	1	3	3	16	1	14	-	9	2	5	53	8:04	
平成22年														
調査産業計	168	1	10	6	27	6	19	2	13	2	10	72	7:37	
製造業	106	-	9	5	16	3	12	-	8	2	4	47	7:30	

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度—

産業区分・年	集計社数	20時間	20時間	30時間	40時間	45時間	45時間	50時間	50時間	60時間	60時間	70時間	平均時間 (時間：分)
		未満	以上 30時間 未満	以上 40時間 未満	以上 45時間 未満	45時間	超 50時間 未満	50時間	超 60時間 未満	以上 70時間 未満	70時間 以上		
調査産業計	192	-	3	20	25	126	-	4	2	5	7	45:36	
製造業	124	-	3	18	22	77	-	1	-	3	-	42:04	
平成22年													
調査産業計	187	4	3	23	32	112	-	3	2	2	6	43:48	
製造業	123	3	2	21	28	66	-	1	-	1	1	41:04	

③ 延長することができる時間数 — 3か月の限度—

産業区分・年	集計社数	50時間	100時間	120時間	120時間	120時間	140時間	140時間	200時間	平均時間 (時間：分)
		以上 100時間 未満	以上 120時間 未満	120時間	超 140時間 未満	以上 200時間 未満	200時間 以上			
調査産業計	22	1	1	19	-	-	1	123:22		
製造業	16	1	1	13	-	-	1	124:38		
平成22年										
調査産業計	29	3	2	22	1	-	1	126:02		
製造業	20	2	2	15	1	-	-	115:45		

④ 延長することができる時間数 — 1年の限度—

産業区分・年	集計社数	200時間	200時間以上	300時間	360時間	360時間以上	400時間	450時間	450時間超	500時間以上	平均時間 (時間:分)
		未満	300時間未満	360時間未満		400時間未満	450時間未満		500時間未満		
調査産業計	204	1	3	9	168	-	2	-	4	17	386:14
製造業	130	-	2	6	113	-	2	-	2	5	371:38
平成22年											
調査産業計	202	2	2	15	165	-	2	-	2	14	381:36
製造業	129	1	2	10	109	-	2	-	1	4	364:07

(2) 法定休日の休日労働 (表10) 【集計表第9-1表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる休日数(1か月当たり)をみると、調査産業計、製造業とも「2日」の企業が最も多く、それぞれ42社(集計企業92社の45.7%)、21社(同51社の41.2%)となっている。次いで調査産業計では「3日」及び「4日」が同数の21社(同92社の22.8%)、製造業では「4日」が14社(同51社の27.5%)などとなっており、平均で調査産業計が2.7日、製造業が2.8日となっている。

表10 法定休日の休日労働に関する協定内容

産業区分・年	集計社数	法定休日に労働させることのできる休日数(1か月当たり)(社)						平均(日)
		1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	
調査産業計	91	5	42	21	21	2	-	2.7
製造業	51	3	21	11	14	2	-	2.8
平成22年								
調査産業計	97	6	39	23	28	1	-	2.8
製造業	54	5	18	16	14	1	-	2.8

7 特別休業・休暇及び勤務時間短縮制度

(1) 育児休業 (表11) 【集計表第10-1表】

育児休業をすることができる子の年齢(制度上認めている年齢)をみると、調査産業計、製造業とも「1歳6か月」の企業が最も多く、それぞれ65社(集計企業216社の30.1%)、46社(同137社の33.6%)、次いで「2歳」の企業がそれぞれ40社(同216社の18.5%)、19社(同137社の13.9%)などとなっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分・年	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢			
		1歳6か月	2歳	3歳	3歳超
調査産業計	216	65	40	21	12
製造業	137	46	19	13	7
平成22年					
調査産業計	222	84	41	27	17
製造業	142	63	19	15	8

(2) 子の看護休暇 (表 12) 【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最高(限度)日数についてみると、調査産業計、製造業とも「5日超～10日」とする企業が最も多く、それぞれ147社(集計企業214社の68.7%)、86社(同136社の63.2%)となっており、次いで「5日」とする企業がそれぞれ56社(同214社の26.2%)、41社(同136社の30.1%)などとなっている。

表 12 子の看護休暇

(社)

産業区分・年	集計社数	子の看護休暇の最高(限度)日数		
		5日	5日超～10日	10日超
調査産業計	214	56	147	11
製造業	136	41	86	9
平成22年				
調査産業計	213	57	143	13
製造業	133	39	86	8

(3) 男性労働者が制度上取得できる休暇 (表 13) 【集計表第 10-3】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇

男性が制度上取得できる配偶者出産休暇をみると、「5日」が最も多く、47社(集計社数189社の24.9%)となっている。なお、平均は5.6日となっている。

② 育児参加のための休暇

男性が制度上取得できる育児参加のための休暇をみると、「5日」が最も多く、15社(集計社数49社の30.6%)となっている。なお、平均は31.6日となっている。

表 13 男性が制度上取得できる休暇

(社、日)

休暇種類	集計社数	制度上認められている期間最高(限度)日数			
		5日	5日超～10日	10日超	平均日数
配偶者出産休暇	189	47	4	3	5.6
育児参加のための休暇	49	15	8	14	31.6

(4) 介護休業（表 14）【集計表第 10-4 表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「366 日超」の企業が最も多く、それぞれ 171 社（集計企業 215 社の 79.5%）、112 社（同 136 社の 82.3%）、次いで「90 日超 180 日未満」の企業がそれぞれ 35 社（同 215 社の 16.3%）、18 社（同 136 社の 24.5%）などとなっている。

表 14 介護休業

（社）

産業区分・年	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		90 日	90 日超 180 日	180 日超 366 日未満	366 日	366 日超
調査産業計	215	1	35	7	1	171
製造業	136	1	18	4	1	112
平成 22 年						
調査産業計	216	27	13	2	143	31
製造業	138	13	7	2	101	15

（注）「93 日」と回答があった企業については 3 か月として集計した。

(5) 介護休暇（表 15）【集計表第 10-5 表】

介護休暇の最高（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「5 日超～10 日」の企業が最も多くなっており、それぞれ 136 社（集計企業 210 社の 64.8%）、78 社（同 132 社の 59.1%）、次いで「5 日」の企業がそれぞれ 56 社（同 210 社の 26.7%）、41 社（同 136 社の 31.1%）などとなっている。

表 15 介護休暇

（社）

産業区分・年	集計社数	介護休暇の最高（限度）日数			
		5 日未満	5 日	5 日超～10 日	10 日超
調査産業計	210	0	56	136	18
製造業	132	0	41	78	13
平成 22 年					
調査産業計	193	1	34	142	16
製造業	118	1	26	80	11

(6) 私傷病休暇・休職【集計表第 10-6 表】

私傷病休暇（休職を含む）について、取得できる最長（限度）休暇期間をみると、「720 日以上 1,080 日未満」の企業が 56 社（集計企業 166 社の 33.7%）と最も多く、次いで「1,080 日以上」の 46 社（同 27.7%）などになっており、平均期間は 714.4 日となっている（勤続年数等で複数の期間を定めている場合等は最長となる期間を集計した。）。

(7) 勤務時間の短縮（表 16）【集計表第 10-7 表】

① 育児のための勤務時間の短縮

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢（制度上認めている年齢）をみると、調査産業計で「3歳」の企業が、46社（集計企業 214社の 21.5%）、「6歳超9歳未満」の企業が 38社（同 17.8%）、「9歳到達後の3月・4月」の企業が 56社（同 26.2%）となっている。製造業では「3歳」の企業が、26社（集計社数 136社の 19.1%）、「6歳超9歳未満」の企業が 17社（同 12.5%）、「9歳到達後の3月・4月」の企業が 32社（同 23.5%）などとなっている。

② 介護のための勤務時間の短縮

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる限度期間をみると、調査産業計で「3か月」の企業が 26社（集計企業 165社の 15.8%）、「3か月超1年」の企業が 83社（同 50.3%）、「1年超」の企業が 40社（同 24.2%）となっている。

製造業で「3か月」の企業が 16社（集計企業 103社の 15.5%）、「3か月超1年」の企業が 57社（同 55.3%）、「1年超」の企業が 24社（同 23.3%）などとなっている。

また、「3か月超～1年」の企業のうち、「1年」の企業は調査産業計で 75社、製造業で 53社となっており、内数で最多（それぞれ集計社数 165社の 45.5%、同 103社の 51.5%）となっている。

表 16 勤務時間の短縮

① 育児のための勤務時間の短縮 (社)

産業区分・年	集計社数	勤務時間の短縮をすることができる子の年齢			
		3歳	6歳超 9歳未満	うち6歳到達後 の3月・4月	9歳到達後の 3月・4月
調査産業計	214	46	38	(26)	56
製造業	136	26	17	(13)	32
平成 22 年 調査産業計	213	60	52	(37)	58
製造業	135	35	29	(22)	43

(注) 「勤務時間の短縮」のみの調査であり、これに換えて他の制度（フレックス制等）を導入していると回答した企業については集計していない。

② 介護のための勤務時間の短縮 (社)

産業区分・年	集計社数	勤務時間の短縮をすることができる期間			
		3か月	3か月超 1年	うち1年	1年超
調査産業計	165	26	83	(75)	40
製造業	103	16	57	(53)	24
平成 22 年 調査産業計	139	22	79	(70)	37
製造業	88	13	52	(47)	22

(注) 「93日」と回答があった企業については3か月として集計した。

8 年次有給休暇制度

(1) 勤続1年未満の者に対する勤続期間別付与日数【集計表第11-1～11-3表】

勤続1年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続3か月、勤続6か月、勤続9か月すべての勤務月数別で、「10日」とする企業が最も多くなっている。

(2) 勤続1年以上の者に対する勤続期間別付与日数（勤続1年、5年、6年6か月、10年、20年）【集計表第11-4、11-9、11-11～11-13表】

年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続1年では、「15日」とする企業が最も多くなっている。勤続5年、勤続6年6か月、勤続10年、勤続20年では、ともに「20日」とする企業が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数（表17）【集計表第12、13表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、「20日」とする企業が調査産業計で174社（集計企業216社の80.6%）、製造業で108社（集計企業137社の78.8%）と最も多くなっており、平均は調査産業計、製造業とも20.5日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、「6年」とする企業が最も多く、調査産業計で62社（集計企業207社の30.0%）、製造業で39社（同133社の29.3%）、次いで「5年」が調査産業計で50社（同207社の24.2%）、製造業で36社（同133社の27.1%）、「1年」が調査産業計で27社（同13.0%）、製造業で13社（同133社の9.8%）などとなっており、平均は調査産業計、製造業とも5年1か月となっている。

表17 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

産業区分・年	集計社数											平均日数 (日)
		20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日 以上	
調査産業計	216	174	14	12	3	6	6	-	-	-	1	20.5
製造業	137	108	9	8	2	6	4	-	-	-	-	20.5
平成22年												
調査産業計	222	174	17	13	3	6	7	-	-	-	2	20.6
製造業	141	108	11	8	3	6	5	-	-	-	-	20.6

(4) 年次有給休暇の取得促進対策【集計表第14表】

本社と主たる事業所における年次有給休暇の取得促進の対策（複数回答）をみると、「半日単位での年次有給休暇取得を可能としている」が最も多く、調査産業計で192社（集計企業209社の91.9%）、製造業で127社（同135社の94.1%）、次いで「週休日、国民の祝日、夏季休業、年末年始休業等との連続取得を勧奨している」が調査産業計で116社（同209社の55.5%）、製造業で77社（同135社の57.0%）、「個人別年次有給休暇取得計画表を作成し、取得状況のチェック及びフォローアップを行っている」及び「労使委員会等を設置している」が調査産業計で同数の80社（同209社の38.3%）、製造業で「個人別年次有給休暇取得計画表を作成し、取得状況のチェック及びフォローアップを行っている」58社（同135社の43.0%）などとなっている。

(5) 年次有給休暇の取得状況（表 18）【集計表第 15-1～15-3 表】

本社と主たる事業所における最近 1 年間の年次有給休暇の取得状況（平成 24 年 6 月以前の最近 1 年間の年次有給休暇年度の実績）をみると、男女計の調査産業計で 1 人当たりの新規付与日数は 20.8 日、平均取得日数は 14.3 日、1 人当たり年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は 68.3%、製造業で 1 人当たりの新規付与日数は 21.5 日、平均取得日数 15.0 日、1 人当たり年次有給休暇取得率は 69.5%などとなっている。

1 人当たりの取得率の分布をみると、男女計で「50%以上 60%未満」となった企業が最も多く、調査産業計で 40 社（1 人当たりの取得日数について回答のあった集計企業 180 社の 22.2%）、製造業で 27 社（同 114 社の 23.7%）、次いで「60%以上 70%未満」が調査産業計 33 社（同 180 社の 18.3%）、製造業で 26 社（同 114 社の 22.8%）、調査産業計で「80%以上 90%未満」が 25 社（同 180 社の 13.9%）、製造業で「70%以上 80%未満」が 21 社（同 114 社の 18.4%）などとなっている。

「1 人当たりの取得率が 70%以上」とする企業を男女別でみると、「男」は調査産業計で 30 社（1 人当たりの取得日数について回答にあった集計企業 136 社の 22.1%）、製造業で 20 社（同 90 社の 22.2%）、「女」が調査産業計で 73 社（同 136 社の 53.7%）、製造業で 55 社（同 90 社の 61.1%）となっている。

表 18 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

産業区分・年	集計社数(社) (各項目の集計社数の最大値)			1 人当たりの年次有給休暇の取得状況								
				新規付与日数(日)			取得日数(日)			平均取得率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
調査産業計	180	136	136	20.8	20.3	19.7	14.3	12.7	13.9	68.3	62.8	70.3
製造業	114	90	90	21.5	20.6	20.1	15.0	13.8	14.7	69.5	66.8	73.2
平成 22 年												
調査産業計	170	129	128	19.6	19.7	19.3	12.7	11.0	13.4	64.6	55.5	69.3
製造業	107	82	82	20.1	20.6	20.1	14.0	12.3	14.3	69.4	59.7	71.4

(注)1 「1 人当たりの年次有給休暇の取得状況」の「男女計」、「男」、「女」の数値は、それぞれの項目で回答を得た企業について集計したものであり、集計社数は必ずしも一致していない。

2 集計社数欄は、各集計項目の集計社数（各集計項目に回答のあった社数）のうち最大数を表記している。

(6) 失効年休の取扱い（表 19）【集計表第 16 表】

失効した年次有給休暇を積立・保存し、特別休暇として利用できる休暇制度のある企業は調査産業計で 185 社（集計企業 216 社の 85.6%）、製造業で 116 社（同 137 社の 84.7%）となっている。利用に当たり、利用目的に制限のある企業は調査産業計で 179 社（積立・保存休暇制度のある企業 185 社の 96.8%）、製造業で 112 社（同 116 社の 96.6%）となっている。

表 19 失効した年次有給休暇の積立・保存による休暇制度

(社)

産業区分・年	集計社数	制度あり	利用目的の制限		利用目的の制限がある場合の目的(複数回答)							
			あり	なし	病気療養	育児看護介護	災害(被災)	ボランティア活動	自己啓発	リフレッシュ	再就職準備	その他
			調査産業計	216	185	179	6	174	158	23	91	36
製造業	137	116	112	4	110	101	16	64	21	26	12	34
平成 22 年												
調査産業計	223	195	187	8	183	159	24	81	36	46	17	56
製造業	142	124	120	4	119	104	18	59	20	30	10	34

9 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)への取組状況(表 20)【集計表第 17 表】

平成 22 年 7 月から 24 年 6 月までの 2 年間に於ける仕事と家庭の調和への取組状況(複数回答)をみると、何らかの項目について労働組合からの要求・申し入れ、あるいは企業による実施がなされた企業は 184 社であった。(以下これを集計企業とする。)労働組合からの要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」がそれぞれ 80 社(集計企業 184 社の 43.5%)、48 社(同 115 社の 41.8%)と最も多く、次いで「育児・介護・看護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」がそれぞれ 65 社(同 184 社の 35.3%)、41 社(同 115 社の 35.7%)、「出退勤の時間管理の徹底」がそれぞれ 49 社(同 184 社の 26.6%)、34 社(同 115 社の 29.6%)となっている。

また、実際に(労働組合からの要求にかかわらず)実施したと回答された項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が 86 社(集計企業 184 社の 46.7%)、57 社(同 115 社の 49.6%)と最も多く、次いで「出退勤の時間管理の徹底」が 80 社(同 184 社の 43.5%)、54 社(同 115 社の 47.0%)、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 76 社(同 184 社の 41.3%)、50 社(同 115 社の 43.5%)となっている。

表 20 仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況

(社、%)

産業区分・年	集計社数	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	割増賃金率の引き上げ	出退勤の時間管理の徹底	労使委員会等の設置	時間外労働に関する労使協定の見直し
調査産業計	184 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		80 (43.5)	65 (35.3)	34 (18.5)	49 (26.6)	31 (16.8)	29 (15.8)
製造業	115 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		48 (41.7)	41 (35.7)	23 (20.0)	34 (29.6)	21 (18.3)	23 (20.0)
平成 22 年 調査産業計	209 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		129 (61.7)	102 (48.8)	95 (45.5)	63 (30.1)	29 (13.9)	35 (16.7)
製造業	132 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		81 (61.4)	63 (47.7)	63 (47.7)	45 (34.1)	19 (14.4)	23 (17.4)
調査産業計	184 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		86 (46.7)	76 (41.3)	24 (13.0)	80 (43.5)	40 (21.7)	37 (20.1)
製造業	115 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		57 (49.6)	50 (43.5)	19 (16.5)	54 (47.0)	28 (24.3)	23 (20.0)
平成 22 年 調査産業計	209 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		176 (84.2)	153 (73.2)	111 (53.1)	85 (40.7)	42 (20.1)	65 (31.1)
製造業	132 (100.0)	労働組合からの要求・申し入れ事項					
		109 (82.6)	95 (72.0)	69 (52.3)	61 (46.2)	25 (18.9)	37 (28.0)